

興 行 場 営 業 の 手 引 き



八戸市保健所衛生課

1. 興行場の営業許可

興行場とは

興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

〔興行場に当たる施設〕

映画館、演劇場、コンサートホール、ライブハウス、運動競技場（スポーツを業として公衆にみせる施設）、競馬場、競輪場、遊園地のパビリオン（船や可動式の椅子、車等に乗って室内に設けられた風景・人形等を観覧するもの）、お化け屋敷 等

〔興行場に当たらない施設〕

動物園、水族館、博物館、科学館、美術館、展覧会、ジェットコースター 等

興行場営業の許可

業として興行場を経営しようとする者は、興行場法に基づき、市保健所の許可を受けなければなりません。ここで、「業として興行場を経営する」とは、月5日間以上興行を行うことをいいます。上記に該当する場合、イベントなどでの仮設施設であっても、許可が必要です。

興行場法に基づく営業許可は、興行行為そのものについての規制ではなく、多数の人が集まる興行場という場所について、衛生的環境を確保するための規制をするものです。

〔コラム〕飲食店での生演奏は興行場の許可が必要？

興行行為が「営業の主目的」、「本来の用途」であれば「興行場」に該当し、興行行為が「客寄せの手段」、「本来の業務に付随するサービス程度」、「興を添えるためのもの」であれば「興行場」に該当しません。

「興行場」に該当するか否かは、頻度、規模、観客の範囲、営業形態などから総合的に判断します。



II. 営業許可の申請

①事前相談 → ②申請（書類を提出） → ③現地調査 → ④許可指令書の交付

① 事前相談

申請場所、構造設備について図面等を持参の上ご相談ください。
また、保健所以外に申請等が必要な場合がありますので関係機関にご確認ください。

表一1 主な関係機関

用務	担当部局	電話番号
建物の建築・用途	建築指導課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9438
消防設備等	消防本部予防課	0178-44-2133
下水道区域	下水道建設課（下水道事務所）	0178-44-8253
浄化槽の設置	環境保全課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9107
風営法等	八戸警察署生活安全課	0178-43-4141
食事の提供	八戸市保健所 衛生課 食品衛生グループ	0178-38-0720

② 申請手続き（営業開始日の2週間前を目安に）

[必要な書類]

- 1 興行場営業許可申請書
- 2 構造設備の概要（別紙）
- 3 申請地付近 100メートル以内の見取図
- 4 施設の平面図及び断面図（縮尺を明示したもの）
- 5 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し

[手数料]

常設 19,000円

仮設 8,600円

申請書の様式は、
市HPからダウンロードできます。



別紙「構造設備の概要」の記載例

延べ床面積を記載すること

構造設備の概要

面 積			敷地面積 2000m ²		床面積 900m ²		延べ面積 1200m ²	
建 物 の 構 造			木造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、その他 2 階 建					
			1階	2階	階	計		
入 場 者 の 定 員			200 人	人	人	200 人		
客 席 部	床面積		360.25m ²	m ²	m ²	360.25m ²		
	いす(座)席数		200 席	席	席	200 席		
便 所	仕 上 材	床	防 火 ク ロ ス					
		腰 壁	タ イ ル					
	便 器 数	男 子 用	大	2 個	1 個	個	3 個	
			小	5 個	個	個	5 個	
		女 子 用		5 個	1 個	個	6 個	
	流水式手洗設備		4 箇 所	1 箇 所	箇 所	5 箇 所		
	種 類		水洗式（下水道、浄化槽）、くみ取り式（改良便槽、その他）					
換 気、暖 冷 房 等 の 設 備	機 械 換 気 設 備		客 席 部			便 所		
			中央管理方式			中央管理方式		
			その他			その他		
	暖 冷 房 設 備		有（中央管理方式、その他） 無					
照 明 設 備		客 席 部	ロビー	便 所	通 路			
		600 ルクス	200 ルクス	150 ルクス	200 ルクス	ルクス		
そ の 他	防 虫 設 備		そ 防 鼠 設 備	ごみ落下防止 構造	泥よけ マット		くず入れ	清掃用具保 管設備
	有・無		有・無	有・無	有・無		10 個	3 箇所
備 考								

③ 現地調査(施設完成後)

興行場営業の許可を受けるには、構造基準を満たさなければなりません。
施設が構造基準を満たしているか確認するため、職員が現地調査を行います。

表一 2 構造基準

基 準		興行場	屋外の興行場	体育館、公民館等の興行場 ※1	仮設の興行場 ※2
1	履物の泥除去用マット	☐	☆	☆	☆
2	客席部の機械換気設備	☐	☐ ※3	☆	☆
3	階上客席部の前端のゴミ 落下防止構造	☐	☐	☐	☐
4	照明設備	☐	☆	☆	☆
5	便所	☐	☆	☆	☆
	① 男女の区分	☐	☐	☐	☐
	② 利便の良い場所	☐	☐	☐	☐
	③ 不浸透性の床面	☐	☐	☐	☐
	④ 床面から 1 ｍまで 不浸透性の内壁	☐	☐	☐	☐
	⑤ 適当な数の便器	☐	☐	☐	☐
	⑥ 不浸透性の便器	☐	☐	☐	☐
	⑦ 流水式手洗設備	☐	☐	☐	☐
	⑧ 機械換気設備	☐	☐	☐	☐
6	くず入れ	☐	☐	☐	☐
7	清掃用具保管設備	☐	☐	☐	☐
8	窓の金網等の防虫設備	☐	☐	☆	☆
9	換気孔、排水口の防鼠設備	☐	☆	☆	☆

☆印 入場者の利用の形態等を勘案し、公衆衛生上支障がないと認められるものについて、これらの基準を適用せず、もしくは緩和することができる

※1 『体育館、公民館等の興行場』とは、本来興業を行うことを目的としない体育館、公民館、集会場等であって、臨時的に興業が行われる施設をいう。

※2 『仮設の興行場』とは、一定の期間に限って興行を行う施設をいう。

※3 客席部が屋外にある場合を除く。

Ⅲ. 営業開始してから必要なこと

施設内の衛生的な環境を保つために、衛生措置の基準を遵守して維持管理してください。

表－３ 衛生措置の基準

基 準		基準の一部緩和又は適用除外			
		興 行 場	屋外の 興行場	体育館、 公民館等 の興行場	仮 設 の 興 行 場
1	客席部は、営業中、常に快適な温度及び湿度を保つこと。	☐	☐	☆	☆
2	入場者が利用する座布団等は、常に清潔にしておくこと。	☐	☐	☐	☐
3	場内は、営業中、常に適当な照度を保つこと。	☐	☆	☆	☆
4	場内は、営業中、機械換気設備の機能を発揮させること等により、適切な換気を行うこと。	☐	☐	☆	☆
5	照明、換気等の衛生に係る設備は、保守点検を行い、常に整備しておくこと。	☐	☐	☐	☐
6	便所はその所在が入場者に明らかとなるような表示を行うとともに、適切な方法により消毒すること。	☐	☆	☆	☆
7	適切な方法により、清掃を行い、並びに蚊、はえ等及びねずみの駆除を行い、常に清潔にしておくこと。	☐	☐	☐	☐

☆印 入場者の利用の形態等を勘案し、公衆衛生上支障がないと認められるものについて、これらの基準を適用せず、もしくは緩和することができる



Ⅳ. 届出手続きについて

①変更届

届出が必要なとき	・施設の名称を変更したとき ・営業者の住所を変更したとき ・営業者（法人）の名称、所在地、代表者などを変更したとき ・施設の構造設備を変更したとき（※）
届出書	興行場営業許可申請書記載事項変更届出書
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	変更した内容がわかる書類 ・法人の代表者名の変更等の場合：登記事項証明書 ・施設構造設備変更の場合：変更後の施設図面

※施設の構造設備、営業者に変更がある場合は事前に保健所にご相談ください。同一性が認められないような大幅な変更がある場合には、新規の許可が必要になることがあります。

②停止、再開、廃止届

届出が必要なとき	・営業の全部（または一部）を停止（または廃止）したとき ・営業を再開したとき
届出書	興行場営業停止（再開・廃止）届出書
提出期限	停止、再開、廃止後 10 日以内

③承継届

届出が必要なとき	①事業譲渡、②相続、③法人の合併、④法人の分割 のいずれかにより興行場の営業を承継したとき
届出書	興行場営業承継届出書
提出期限	承継後遅滞なく
添付書類	① 事業譲渡の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類（事業譲渡契約書の写しなど）
	② 相続の場合 ・戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係がわかるもの） ・相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者に対しては、その全員の同意書
	③ 法人の合併の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の登記事項証明書
	④ 法人の分割の場合 分割により承継した法人の登記事項証明書

八戸市保健所衛生課 生活衛生グループ

〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 電話：0178-38-0719 FAX：0178-38-0737

E-mail eisei@city.hachinohe.aomori.jp